

タカセ株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2018年4月1日～2021年3月31日（3年間）

※ただし、必要があれば見直しをする。

2. 内容

目標1：育児短時間勤務の取得可能期間の延長

<対策>

●2018年4月～

「育児短時間勤務」を、原則は子が「3歳になるまでの間」取得できるとし、3歳以降は保育園等の育児の状況により、個別に判断することとする。

（「所定外労働の免除」は従来どおり、「3歳になるまでの間申出により免除されることが出来る」とする。）

目標2：育児と仕事を両立しやすい環境の整備

<対策>

●2018年4月～

- ・産休取得前と復帰前に面談を行う。
- ・産休、育休の期間中は会社に関する情報提供を随時行う。
- ・子供の生まれる男性社員に、育児休業等の子育てに関する制度の情報提供を随時行う。
- ・所属長やその他必要な社員に、子育て関係の制度の趣旨、子育てに関する社会的な状況についての研修を行う。（区の講師無料派遣制度なども利用する。）

目標3：子の出生休暇の実施期間の延長

<対策>

●2018年4月～

子の出生休暇の実施期間を、第三期行動計画の予定期間である平成33年3月末まで延長する。

目標4：「子育て休暇」の新設

<対策>

●2018年6月～

小学校就学前までの子供を育てる従業員が取得できる特別休暇を新たに設ける。